第４章　計画の基本的な考え方

第４章　計画の基本的な考え方

１．基本理念

基　本　理　念：生きがいに満ちた　健やかな長寿　つながりの豊かなまち

人生を意義あるものとするためには、高齢者自身の希望に応じ、その人の意欲と能力を発揮して、健康で生きがいに満ちた生活を最期まで送ることが望まれます。

そのためには、高齢者のみではなく、

①若年者も含めたすべての人が、「自身の健康に留意し、自ら努力していくこと（自助）」、

②地域に住む人びとが、「協力してお互いに支え合うこと（共助）」

③行政機関が「市民と地域社会の様々な団体の間に立ち、連携を取ること（公助）」が必要です。

「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「地域共生社会の実現」を踏まえた取り組みを推進することで、「高齢者が可能な限り住み慣れた場所で、その人らしい人生を送ることができる地域」になることを目指します。このため、高齢者が「生きがいを持つこと」、「健康長寿であること」、「地域につながりがあること」をあるべき姿とし、基本理念に掲げます。

○本計画の基本理念は、2025 年（第９期）の将来像を意識して第６期計画から掲げられてきました。第８期計画はその中間地点であるため、上記の基本理念を継続して掲げます。

２．基本目標

本計画の基本理念（2025 年の将来像）を実現するため、第７期計画を継承しながら、以下の４つの基本目標を掲げます。

基本目標１．暮らしを包括的に支える環境の整備（介護サービス等の充実、生活基盤の包括的整備促進など）

・支援を要する方に対する介護、医療、住環境等において、包括的に支える施策について、「基本目標１」に位置づけます。

基本目標２．健康に暮らせる環境の整備（介護予防の推進、自立支援・援助の充実）

・介護予防の推進、自立支援と、それに伴う生活援助に係る施策について、「基本目標２」に位置づけます。

基本目標３．楽しく明るく暮らすための環境の整備（気軽に交流や活動に参加できる環境整備など）

・生きがいづくり、社会参加、多様な集いの場の充実に資する施策を「基本目標３」に位置づけます。

基本目標４．安心して暮らすための環境の整備と体制づくり（安心して暮らせる“地域福祉環境”の充実！）

・地域で支える仕組みづくり・体制構築及び支援（生活支援）等について、「基本目標４」に位置づけます。

３．重点目標

重点目標は、国の掲げる「地域包括ケアシステムの推進」をさらに推し進める観点から、第７期計画の重点目標を継承して掲げます。

重点目標

高齢者が安心して生活できる地域包括ケアシステムの推進

●施策の体系図

基本理念：生きがいに満ちた　健やかな長寿　つながりの豊かなまち

重点目標：高齢者が安心して生活できる地域包括ケアシステムの推進

基本目標1　暮らしを包括的に支える環境の整備
（介護サービス等の充実、生活基盤の包括的整備促進など）

(1)地域包括ケアシステムの機能の充実
①地域包括支援センターの機能強化
②地域包括支援センターの周知・広報
③総合相談の充実
④権利擁護の推進
　④-1）権利擁護相談の充実
　④-2）日常生活自立支援事業（社協）
　④-3）虐待の早期発見と防止
⑤成年後見制度の利用促進
　⑤-1）成年後見制度利用支援事業の実施
　⑤-2）成年後見制度利用促進計画に係る取り組み（新）
⑥地域ケア会議の充実

(2)在宅医療・介護連携の推進による環境整備
①在宅医療と介護連携の体制整備
②看取り・ターミナルケアの普及促進

(3)認知症の早期対応による包括的支援
①認知症初期集中支援チームによる支援の充実
②認知症地域支援推進員による支援体制の強化

(4)包括的な生活支援サービスの推進
①生活支援におけるコーディネートの推進

(5)介護保険サービスの質の向上
①介護サービス事業所への指導及び監査
②ケアマネジメント力の資質向上
③介護人材の確保
④リハビリテーション提供体制の強化（新）

(6)施設サービスの基盤整備に係る対策
①地域密着型サービス等の整備充実
②事業所等の新規の指定申請に対する対応

(7)介護給付の適正化等の推進
①介護給付等費用適正化事業の強化

(8)包括的に支える住環境の整備
①市営住宅の整備における住環境対策
②有料老人ホーム等の質の確保（新）
③養護老人ホームの入所措置の実施（新）

基本目標2　健康的に暮らせる環境の整備
（介護予防の推進、自立支援・援助の充実）

(1)高齢者の自立支援＝介護予防・生活支援サービス事業の推進
①訪問型サービスの推進
　①-1）訪問介護予防サービス(国基準によるサービス)の実施
　①-2）訪問型サービスA(市基準による、自立型サービス)の実施
　①-3）訪問型サービスB(生活応援隊)の実施
②通所型サービスの推進
　②-1）通所介護予防サービス(国基準によるサービス)の実施
　②-2）通所型サービスA(市基準による、自立型サービス)の実施
　②-3）通所型サービスB(住民主体による団体等への支援)の実施
③生活支援サービス(配食サービス)の実施
④介護予防ケアマネジメントの実施

(2)高齢者の健康づくりと介護予防の推進
①介護予防把握事業の実施
②介護予防普及啓発事業の実施
③願寿館教室の実施
④地域デイサービスの推進
⑤かりゆし健康クラブ、いきいき健康クラブの実施
⑥高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の実施（新）

(3)生活習慣病の予防及び健康の取り組み推進
①特定健診・特定保健指導の推進
②がん検診の実施
③生活習慣病予防の周知・啓発
④健康いとまん２１の推進
⑤食育の推進
⑥中高年の運動の促進
⑦歯の健康の取り組み推進

(4)介護予防拠点の基盤整備
①介護予防拠点の基盤整備

基本目標3　楽しく明るく暮らすための環境の整備
（気軽に交流や活動に参加できる環境整備など）

(1)生きがいづくりの推進
①スポーツ・文化活動・生涯学習等の活動の推進
②シルバー人材センターの活用促進
③世代間交流の機会拡充
④糸満市版長寿大学の実施
⑤敬老会助成及び敬老祝金支給

(2)多様な通いの場の拡充
①地域の集いの場づくりの推進
②地域資源を活用した高齢者の活動拠点づくり
③老人福祉センター等の整備検討

(3)老人クラブ活動の促進
①老人クラブへの加入促進
②組織強化の推進、リーダー等の育成

基本目標4　安心して暮らすための環境の整備と体制づくり
（安心して暮らせる“地域福祉環境”の充実！）

(1)高齢者の見守り活動の推進
①地域の見守りネットワーク体制の構築
②緊急通報システム事業の継続
③福祉電話設置事業の継続

(2)認知症対策の推進
①認知症の理解促進と市民への周知
②認知症サポーターの養成と活躍の場の拡充
③認知症支援のネットワークづくり
④認知症の人及び家族介護者への支援

(3)在宅生活に係る支援事業の推進
①介護用品支給事業
②家族介護慰労金助成事業

(4)地域における生活支援の体制づくりの推進
①生活支援コーディネーター及び就労支援コーディネーターの活用
②協議体の運用と生活支援に係るネットワーク構築

(5)移動手段の確保、交通手段の充実
①送迎バス活用事業の継続対応
②外出支援サービス事業の継続
③新たな交通手段の整備促進

(6)災害や感染症対策の推進
①地域での防災体制の充実
②避難行動要支援者の登録の推進
③救急医療情報キットの普及促進
④感染症対策の推進（新）

(7)ボランティア活動の推進と連携
①ボランティアの養成と活動支援の強化
②社協ボランティアセンターとの連携強化
③ボランティアポイント制度事業の導入（新）

５．日常生活圏域の設定について

基本理念にある「つながり」や重点目標の「包括ケア」を構築するのためには、地域づくりがとても重要となります。市では、地域のつながりや地域包括ケアシステムの推進について、以下の圏域設定により進めていきます。

(1)圏域と地域ネットワークの展開

一人暮らし高齢者の増加にともない、地域での見守り活動等の必要性が増しています。しかし、市役所で各地域のすべてについて状況把握を行い、きめ細かな対応を図ることは困難となっています。

このため、行政、関係機関、地域が協働しながらサービスや支え合いを実施していくネットワーク体制を構築します。

■圏域のあり方

	規模、単位	主　な　内　容
小規模な圏域	字・自治会	地域デイサービス、見守り支援、地域の相談支援
中規模な圏域	中学校区	地域密着型サービス、第２層協議体の運営
	日常生活圏域	地域包括支援センター、介護予防・日常生活支援総合事業
大規模な圏域	市	高齢者福祉サービス、介護保険サービス、介護予防、第１層協議体の運営

(2)日常生活圏域について

市では、日常生活圏域を５つに設定し、圏域ごとに地域把握や事業展開を図ってきました。第８期計画においても現在の５圏域において、介護予防・日常生活支援総合事業の実施や地域包括支援センターによる高齢者の実態把握・相談等の対応に取り組みます。

圏域名	行政区	高齢者数	高齢化率
糸満圏域	字糸満全域	2,580人	24.4%
西崎圏域	西崎町、西川町、潮平、阿波根、兼城ハイツ	3,267人	15.2%
兼城圏域	照屋、兼城、座波、賀数、北波平、武富	2,905人	19.5%
高嶺圏域	豊原、与座、大里、国吉、真栄里、潮崎町	1,605人	20.6%
三和圏域	真壁、宇江城、真栄平、新垣、伊敷、名城、小波蔵、糸洲、南波平、喜屋武、東里、福地、山城、伊原、米須、大度、摩文仁	2,459人	33.6%

（Ｒ１.９月末現在）
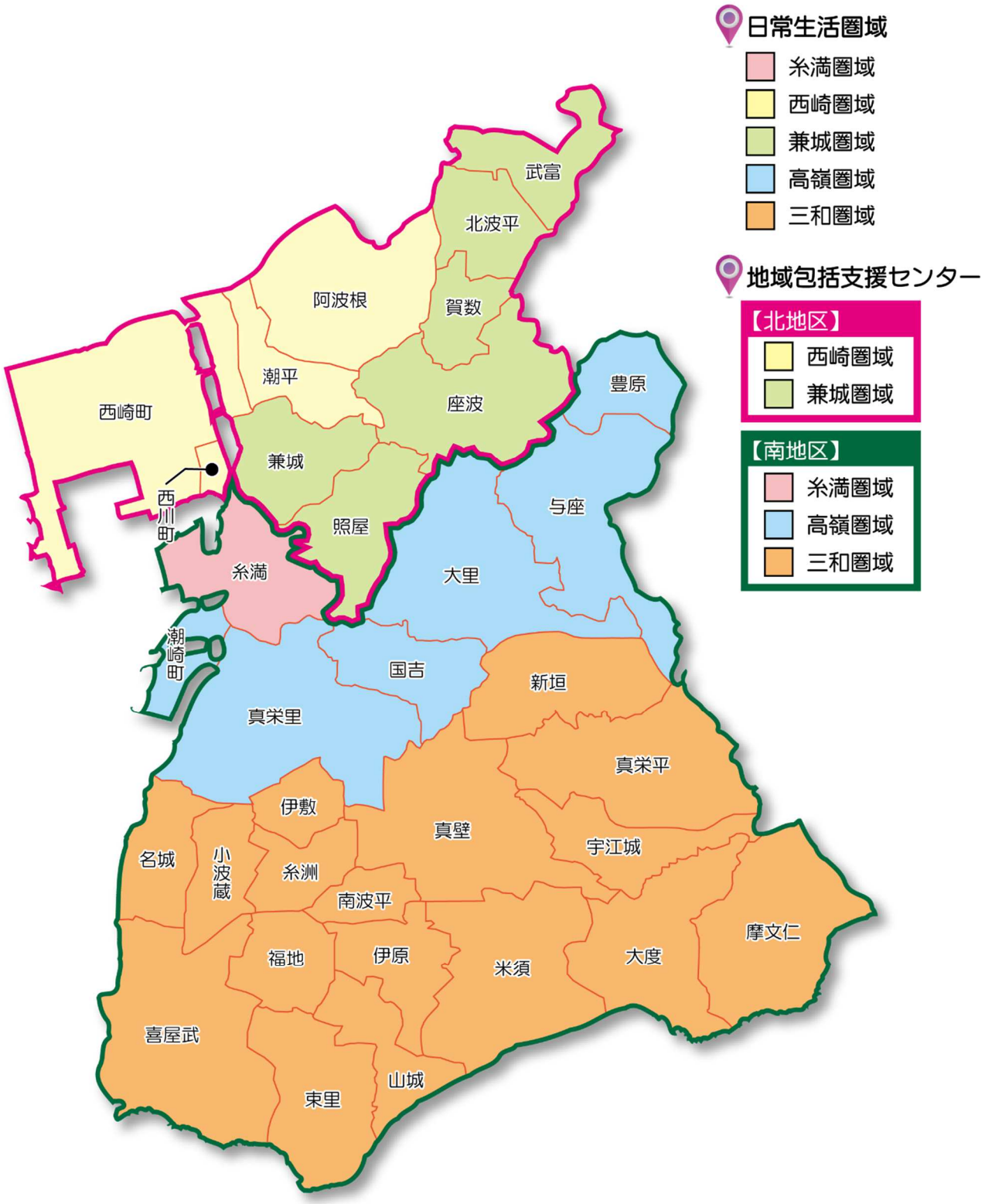
＜ 糸満市の日常生活圏域区分 ＞